

明日香村 公共施設等総合管理計画 概要版

公共施設等総合管理計画について

1. 計画策定の目的

明日香村が所有する公共施設等を対象とし、それぞれの施設の役割や必要性を検証し、管理運営の方法や統廃合を含めた適正な配置等を示す「明日香村公共施設等総合管理計画」の策定を行います。

2. 対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、役場庁舎や公民館・学校等の公共建築物と道路や上下水道等のインフラ施設とします。

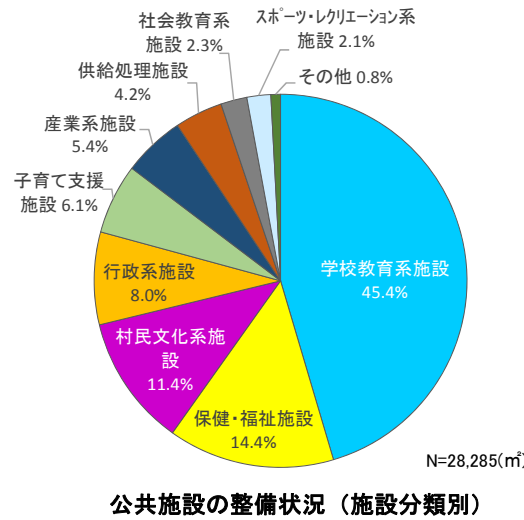
公共施設等の保有状況

1. 公共建築物

対象施設は、40 施設、総延床面積 28,285㎡であり、平成 27 年 12 月現在の明日香村の人口 5,774 人に対して、村民一人当たり 4.90㎡の床面積となっています。

2. インフラ施設

道路 : 延長 160km
 橋りょう : 107 橋
 上水道 : 管路延長 63km
 下水道 : 管路延長 51km



公共施設等を取り巻く状況

1. 人口の状況と課題

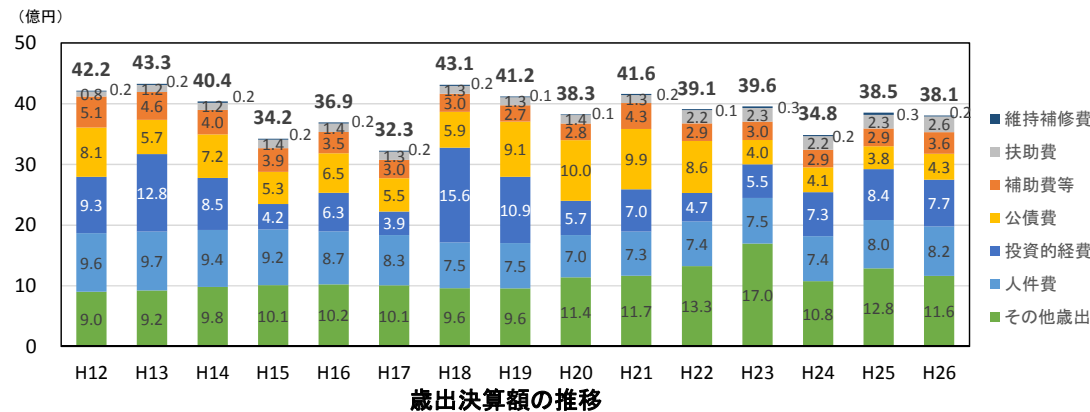
明日香村の総人口は、平成 2 年の 7,363 人をピークに減少傾向となり、平成 22 年には、6,000 人を割り 5,856 人となっておりますが、今後、20 歳代や 30 歳代の定着受入等を積極的に進めることにより、平成 27 年には 4,100~4,500 人程度の人口を確保することを目指しています。

また、生産年齢人口の割合については、昭和 60 年は 64.8%、平成 22 年には 59.4%でしたが、約 25 年後の平成 52 年には 45.1%になると予想されています。

2. 財政の状況と課題

明日香村の歳入は平成 26 年度で 41.5 億円、歳出は 38.1 億円であり、そのうち扶助費は 2.6 億円と全体の 6.7%であります。今後、高齢化社会の進行に伴い増加するものと想定されます。また、公共施設等の整備の財源となる投資的経費は 7.7 億円、維持補修費は 0.2 億円となっています。

今後は、扶助費等の増加に伴い、村の財政状況は厳しさを増すことが想定されることから、投資的経費に当てられる財源の確保が難しくなると考えられます。



公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 47 年度（2035 年度）までの 20 年間とします。

2. 現状や課題に関する基本認識

1) 公共施設等の修繕・更新等への対応

明日香村では、今後、これらの公共建築物とインフラ施設の修繕・更新等の費用が増大することが見込まれ、修繕・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに、平準化させることが必要となるため、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の管理・運営に取り組む必要があります。

2) 人口減少・少子高齢化への対応

明日香村の人口は、平成 72 年には 4,100~4,500 人程度となるよう人口ビジョンで位置付け、このような人口構成の大きな転換等に伴う村民のニーズの変化に対応した、公共施設等の適正な規模や配置等を検討していく必要があります。

3) 財政状況への対応

厳しい財政状況の中で、公共施設の管理・運営にかかる費用を縮減し、かつ機能の維持を図っていくことが課題となります。

将来の更新費用については施設の建替え等で費用が増大する時期も見られることから、今後、管理・運営にかかる村負担を平準化していく必要があり、PFI の導入、地方債の発行、補助事業の促進等の検討を進める必要があります。

3. 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- 対象施設については、現在、適宜、維持管理・修繕・更新を行っていますが、昭和 50 年代に多くの施設が整備されたため、今後、10~15 年の間に、施設の大規模改修や建替えの 1 つ目のピークが来ることが想定されます。特に、役場庁舎が 50 年を経過し、耐震化も図られていないことから建て替えに向けての検討を早急に進めていく必要があります。
- この様な状況の中、今後は、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に修繕・更新を行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 対象施設については、現在、適宜、維持管理・修繕・更新を行っていますが、昭和 50 年代に多くの施設が整備されたため、今後、10~15 年の間に、施設の大規模改修や建替えの 1 つ目のピークが来ることが想定されます。特に、役場庁舎は建築年度が最も古いため、最も早く建替えの時期が来ます。
- この様な状況の中、今後は、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に修繕・更新を行います。

③安全確保の実施方針

- 対象施設については、昭和 50 年代に多くの施設が整備され、その後、人口の減少及び施設の老朽化等により使用頻度の低い施設や使用されていない施設も少なからずあります。
- この様な状況の中、点検等により高度の危険が認められる施設については、安心・安全に利用できるような維持修繕に早急に取り組むこととし、老朽化等により危険性が高く、また、利用率が極めて低い施設については、その機能を他の施設に移転すること等により廃止・撤去を検討します。
- また、撤去等に時間を要する場合は、防護柵の設置等、立入禁止の措置を講じ、安全確保に十分な配慮を行います。

公共施設等の管理に関する基本的な方針

④耐震化の実施方針

- ・これまで、対象施設については、明日香小学校の校舎、聖徳中学校の校舎、明日香幼稚園の校舎及び健康福祉センター等、一部の施設で耐震化を行ってきました。
- ・一方で、耐震化を行っていない施設は、計画的に耐震化を進めていきます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・これまで、対象施設については、適時、個別施設ごとに点検を実施するとともに、修繕等の対応を行ってきました。
- ・今後は、重大な損傷や致命的な損傷となる前に、予防的な修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの削減を目指します。
- ・そのため、施設カルテやデータベース、施設評価の内容を基に、施設の重要度等を踏まえ、必要に応じて施設の長寿命化計画を策定し、実施していきます。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・建設から一定期間を経過した施設で、かつ、長期の活用が見込めない場合は、廃止を基本とします。
- ・なお、廃止した公共施設については、他用途への転用や民間への売却などの計画を策定し、早期の有効活用を図っていきます。なお、売却等が見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境・治安に影響を与えないよう、取り壊しを行います。
- ・また、施設の利用者数の減少や費用削減の観点等から、必要に応じて、施設の複合化や集約化を図ります。これまで、対象施設については、適時、個別施設ごとに点検を実施するとともに、修繕等の対応を行ってきました。

4. インフラ施設の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・これまで、インフラ施設の点検・診断等については、施設の施工年度や構造形式、劣化状況等を踏まえ、個別に行ってきました。
- ・今後は、これまで蓄積した点検・診断等の結果を庁内で情報共有しつつ、計画的にインフラ施設の点検を実施し、施設の老朽化や劣化による通行止め及び漏水や破裂等を未然に防ぐとともに、随時点検の履歴等を確認できる仕組みを整備します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・インフラ施設については、現在、適宜、維持管理・修繕・更新を行っていますが、今後、各施設の更新年数を迎え、相当規模の更新費用が発生することが想定されます。特に、上水道施設は、昭和50年（1975年）前後に大規模に整備したことから、間もなく更新年が来る状況です。
- ・このような状況の中、今後は、これまでの整備状況や補修履歴等を踏まえ、効率的・計画的に修繕・更新を行います。これまで、インフラ施設の点検・診断等については、施設の施工年度や構造形式、劣化状況等を踏まえ、個別に行ってきました。

③長寿命化の実施方針

- ・これまで、インフラ施設については、適時、個別に点検を実施するとともに、修繕等の対応を行ってきました。
- ・今後は、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を推進していく必要があります。
- ・なお、既に策定されている「下水道長寿命化計画」や今後、策定を予定している長寿命化計画については、本計画の方向性や方針と整合を図りつつ、長寿命化を推進していきます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

1.1 村民文化系施設の基本的な方針

- 中央公民館、中央公民館分館は、平成25年度に耐震診断が実施され、耐震化が必要との結果がでていますが、未着手の状況にあります。中央公民館別館及び中央公民館岡分館は、耐震診断は実施されていません。耐震診断や耐震化、再整備については、4つの公民館施設の将来に求められる施設機能や公共施設全体のあり方について、十分な検証と整合を図った上で、具体的な方向性を検討していきます。
 - また、集会所等は、効率的な施設利用の検討や施設の長寿命化を図ります。
- 【中央公民館】
- 耐震診断の結果を踏まえた耐震化機能を整備すると共に、新たに大ホール等の文化的機能を生涯スポーツにも利用できるよう機能の見直しを行い、文化芸術とスポーツの両方に利用可能な生涯学習センターとしての再整備に向けた検討を行います。
- 【中央公民館分館】
- 分館内の図書室については、利用者の利便性向上や施設の有効活用の観点等から、他の公共施設へ機能移転等を含めて、検討していきます。
 - また、図書室、事務室等の機能移転後は、公民館講座、公民館クラブなどの生涯学習活動に必要な機能の充実に向けた検討を行うと共に、耐震診断の結果を踏まえた耐震化機能の整備を図ります。
- 【中央公民館別館】
- 市街地開発による人口増加を見据え、長寿命化や再整備に向けて検討を行います。
- 【中央公民館岡分館】
- 施設の利用実態を踏まえ、地元大字の集会所として施設の譲渡も含めて、有効活用について検討します。
- 【細川集会所、真弓集落センター、橘集落センター、上平田集落センター、栗原集会所、稲渚準備休憩施設】
- 計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。

1.2 社会教育系施設の基本的な方針

- 明日香村埋蔵文化財展示室及び明日香民俗資料館については、利用状況等を踏まえ、効率的な施設利用を検討するとともに、歴史展示においては他機関との総合的展示についても検討します。
- 【明日香村埋蔵文化財展示室】
- 現状で展示スペースが手狭になっており、防犯・防火の上でも十分とはいえない状況にあります。今後、建替え等を検討する場合、地下に石神遺跡の重要な遺構が損傷することが予想されることから、遺跡の利活用を含めた検討が必要となります。なお、施設の利用状況の推移や住民の意見等を踏まえて、集約や他施設への統合等の可能性を検討していきます。
- 【明日香民俗資料館】
- 利用状況等を踏まえ、効率的な施設利用を検討します。

1.3 スポーツ・レクリエーション系施設の基本的な方針

- 【屋内ゲートボール場】
- 利用状況等を踏まえ、効率的な施設利用を検討します。
 - また、計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。なお、今後は、周辺市町村との共同利用や住民の生きがづくり等、生涯スポーツの機会を提供するため、利用状況の推移や住民意見等を踏まえ、ゲートボール以外のスポーツにも多目的に利用できる施設への用途変更を検討します。

1.4 産業系施設の基本的な方針

- 【農林産物等交流促進施設（あすか夢販売所・明日香の夢市・明日香夢の旬菜館）】
- 計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
- 【栢森農産物加工所、あすか夢の楽市】
- 施設の役割や民間との機能分担等について方向性を明確化したうえで、効率的な施設利用の検討や施設の長寿命化を図ります。
- 【地域振興公社作業場】
- 県道多武峰・見瀬線の整備に伴い、移転、再整備を検討します。

1.5 学校教育系施設の基本的な方針

- 【明日香小学校・聖徳中学校】
- 小学校・中学校において、すべての学年で国の学級編成基準（1学年40人以下）を下回る時期に、現在の施設分離型一貫教育を施設一貫教育に移行するなど具体的な検討を行います。
 - なお、村の財政状況や児童・生徒数の増加などの社会情勢の変化により、施設一体型一貫教育が延伸する場合には、計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
- 【給食センター】
- 食育の拠点として引き続き適切に維持管理し、計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1.6 子育て支援施設の基本的な方針

- 【明日香村幼稚園】
- 計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
 - また、今後の園児数の動向や住民意見、保育所の動向等を踏まえ、将来的には認定こども園化も検討します。

1.7 保健・福祉施設の基本的な方針

- 【明日香村健康福祉センター】
- 明日香村健康福祉センターは、計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
 - また、現在の機能や行政、社会福祉協議会、国保診療所、福祉の家が行う提供サービス等について再検証を行い、各機能別（浴場、運動指導室、会議室等）の必要面積を勘案した上で、必要に応じて各機能の配置の見直しを行い、その有効活用を検討します。
- 【旧明日香村国民健康保険阪合診療所】
- 市街地開発による人口増加を見据え、他施設としての活用および廃止・撤去等を検討していきます。

1.8 行政系施設の基本的な方針

- 【役場庁舎】
- 役場庁舎については、最も古い建物は築50年が経過し耐震性が低く、これまで継ぎ足し式に庁舎拡張を行ったことにより政策ニーズの変化に対応しにくい硬直的な施設であることから、適切な村民サービスの提供や防災拠点としての役割を果たすため、早急に大規模改修や他施設との統廃合、建替え（現在地、別敷地）等を検討します。
 - なお、今後の検討にあたっては、職員数の変化や職員一人当たりの専有面積等を踏まえ、役場庁舎としての適正規模を検討するとともに、行政サービスの向上や「人が集い、憩い、学べる」まちづくりの核として、必要な施設等の付加機能についても検討し、整備計画等を策定していきます。
- 【消防施設】
- 計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。

1.9 供給処理施設の基本的な方針

- 【クリーンセンター】
- 住民の生命及び健康に重大な影響を与える物質（ダイオキシン類）を除去するなど、環境基準を遵守するよう施設管理を行い、処理基準に適合した焼却処分を実施します。
 - 今後も安心・安全なごみ処理が行えるよう適切に維持管理を行います。また日々発生するごみを適正に処分するため、近隣自治体との連携や民間への委託を積極的に進める検討を行い、処理体制の一層の安定化を図ります。

1.10 その他施設の基本的な方針

- 【公衆便所等】・計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
- 【公園等】・計画的な保全により、適切に管理します。

2. インフラ施設

2.1 道路の基本的な方針

- 定期的な調査や点検をするとともに、財政状況を踏まえ、費用対効果を十分に考慮し、更新を計画的に勧めます。
- また、将来の社会経済情勢等を考慮し、適宜道路ネットワークを見直します。

2.2 橋りょうの基本的な方針

- 日常点検を実施するとともに、法令に基づき5年に一度定期的な専門技術者による点検・橋りょう診断を実施し、予防保全型の計画的な保全により、施設の長寿命化を図ります。
- また、維持管理・修繕・更新等の際には、コスト削減のため、新技術の採用等を検討します。

2.3 上水道の基本的な方針

- 老朽配水管について、重要度、優先度を踏まえて、耐震化更新を計画的に行います。
- また、安定した水の供給のため、近隣自治体との連携や民間委託等を進める検討を行い、効率化を図ります。

2.4 下水道の基本的な方針

- 持続的な下水道機能確保のため、現施設の点検および調査を基に診断を実施し、長寿命化更新計画を策定し、改修、更新を進めます。